

納税通知書を発送

市では、軽自動車税および固定資産税・都市計画税の納税通知書を発送します。

納期限までに納付してください。

問 納税課

TEL 06・6992・1851

市税のコンビニ収納

個人市民税・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納付書は、コンビニエンスストアでも収納が可能です。

次のコンビニエンスストアで利用できます。

全国のセブンイレブン、ローソン、ミニストップ、ファミリーマート、サークルK、サンクス、デイリーヤマザキなど

他にも、利用可能なコンビニエンスストアがありますので、詳しくは、納税課へお問い合わせください。

コンビニエンスストアでは、次の納付書は取り扱いできません。納付は、現金のみの取り扱いになります。

▽納期限を過ぎたもの
▽金額を訂正したもの
▽1枚の納付書の納付額が30万円を超えるもの

災害や病气、事業の廃止など特別な事情により市税の納付が困難な場合は

納税の猶予や分割納付の相談を受け付けていますので連絡してください。

問 納税課

TEL 06・6992・1851

市税の夜間・休日納付相談

平日、仕事などで忙しい人や、病气・失業などで市税を納付できない人は利用してください。

夜間 5月18日(木)午後7時30分まで
休日 5月14日(日) 午前10時～午後3時

場・問 納税課

TEL 06・6992・1852

市税口座振替済通知書の一部廃止

個人市民税・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(※)を口座振替(自動払込)により納付された方へ送付していた口座振替済通知書を平成29年度より一部廃止することしました。

今後は、預貯金通帳などにて振替払込結果を確認してください。

市民の皆さんのご理解とご協力のほど、よろしくお願ひします。

なお、振替納付の事実の証明発行を希望する場合、納税課へお問い合わせ、または、市ホームページをご覧ください

場 保険収納課、保険課

TEL 06・6992・1538、1545、1625

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を滞納すると

期限までに納付がない場合は、督促状が発送されます。それに伴い督促手数料が発生する他、延滞日数に応じて延滞金も加算されます。通常の保険証に代わり有効期限の短い「短期被保険者証」が交付されます。さらに長期にわたり納付相談がない場合は、保険証を返還してもらい、医療費を全額負担する「資格証明書」を交付する場合があります。また、財産の差押えなどの法的措置を行う場合があります。

現在、納期限までに納付している人との公平性・公正性を保つため、法令に基づき差押処分をより一層強化しています。保険料の滞納がある場合は、早めに相談してください。

問 保険収納課

TEL 06・6992・1538

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料

夜間・休日納付相談

平日や昼間、仕事などで忙しい人は利用してください。

夜間 5月8日(月)・9日(火)・11日(木)・12日(金)・22日(月)・23日(火)・25日(木)・26日(金)いずれも午後7時30分まで

休日 5月14日(日)・28日(日) 午前10時～午後3時

(表1) 軽減判定基準の見直しについて

Table with 2 columns: 平成28年度 and 平成29年度. Rows show percentage reductions (7割, 5割, 2割) based on household income and number of insured persons.



変更

※軽自動車税において、継続検査(車検)が必要な車両については、口座振替(自動払込)収納済通知書、軽自動車税納税証明書(継続検査用)を引き続き発送します。

個人市民税・府民税課税証明書の発行

個人市民税・府民税の平成29年度(平成28年中所得)課税証明書は、6月上旬ごろから発行します。

問 納税課

TEL 06・6992・1851

個人市民税・府民税課税証明書の発行

サラリーマンなどで給与から特別徴収(差し引き)している人は、5月中旬ごろから発行します(コンビニエンスストアでは6月上旬ごろとなり、事前に個人番号カードの取得が必要です)。

証明書の取得を予定している人は、提出先が発行する説明書などで必要年度を再度確認してください。不明な点は、事前に問い合わせください。

問 課税課市民税担当

TEL 06・6992・1456

ご存じですか

固定資産税・都市計画税と共有している場合の固定資産税・都市計画税は、共有者が連帯して納税義務を負うことが地方税法で規定されています。

後期高齢者医療保険料

①平成29年度の後期高齢者医療保険料を軽減する所得判定基準を(表2)のとおり変更します。これにより、保険料の軽減を受けることができる対象世帯が広がり、低所得層の世帯の保険料負担の軽減を図ることができます。

②所得割額の賦課対象者のうち、所得割額算定に係る「賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の人については、所得割額を一律5割軽減していましたが、平成29年度はその軽減割合を5割から2割に変更します。なお平成30年度からは、この所得割額の軽減措置を廃止します。

また、後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険などの被扶養者であった人については、所得割額を課さず、被保険者均等割額を9割軽減していましたが、この被保険者均等割額の軽減割合を、平成29年度は9割から7割、平成30年度は7割から5割に変更します。保険料の軽減の見直しにより、保険料負担が大きくなる場合もあります。後期高齢者医療制度の円滑な運営のためにご理解のほどお願いします。

問 保険課保険料係 TEL 06・6992・1625

(表2) 軽減判定基準の見直しについて

Table with 2 columns: 平成28年度 and 平成29年度. Rows show percentage reductions (9割, 8.5割, 5割, 2割) based on household income and number of insured persons.



変更



大阪府からのお知らせ

自動車税の納期限は5月31日(水)です。納税通知書裏面に記載の金融機関、大阪府内の郵便局、コンビニエンスストア、府税事務所でも納税することができます。

また、パソコンや携帯電話からクレジットカードでの納税もできます。さらに、府税収納を扱う金融機関(ゆうちょ銀行を除く)のPay-easy(ペイジー)に対応している方法による納税が可能です。詳しくは、各金融機関に確認してください。

問 大阪府自動車税コールセンター TEL 0570・020156